

# 大分県報

令和二年  
号外（九六）  
十一月三十日

（月曜日）

## 目次

### 告示

瀬戸内海漁業取締規則による漁業の地方名称を定める告示の一部改正……………

大分海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正……………  
大分県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程の一部改正……………

大分県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正……………

### 告示

大分県告示第六百七十一号

瀬戸内海漁業取締規則による漁業の地方名称（昭和二十六年大分県告示第五百五号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月三十日

本則中「第九条」を「第七条」に、「基き」を「基づき」に、「第三条第一項、第四条、第五条及び第七条第二項」を「第三条、第四条及び第五条第二項」に、「第三条第一項に」

を「第三条に」に改め、

ものを「第五条第二項に該当するもの」に改める。

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

## ○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十六号

大分海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程（平成六年大分海区漁業調整委員会告示第九号）の一部を次のように改正する。

令和二年十一月三十日  
大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

第一条中「第三十四条第四項に規定する」を「第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第八十九条第一項、第九十二条第一項及び第二項並びに第九十三条第一項（これらの規定を法第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第一百六条第二項及び第三項並びに第七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分に係る」に、「漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号。以下「施行規則」を「漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号。以下「令」に改める。

第三条中「施行規則第一条第一項各号」を「令第九条第一項において準用する行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第四条の見出し中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条中「名あて人」を「名宛人」に、「施行規則第一条第一項」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第十五条第一項」に、「及び同項第二号」を「並びに同項第三号及び第四号」に改める。

第五条第一項中「施行規則第一条第一項」を「意見の聴取のため」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項中「施行規則第一条の三第一項の」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による」に改め、「同項の」の下に「規定による」を加える。

第七条中「施行規則第一条の三第一項」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第十七条第一項」に改める。

第八条第一項中「第三十四条第六項（第三十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十三項）」を「第八十九条第六項（法第八十六条第四項、第九十二条第三項及び第九十三条第三項（これらの規定を法第八十八条第四項において準用する場合を含む。）、第八十八条第四項、第一百六条第四項並びに第七十七条第十四項において読み替えて準用する同条第七項）」に改め、同条第二項中「及び第十一条第三項」を削る。

第九条第一項中「第六条第三項の規定による」を「令第九条第一項において準用する行政

手続法第二十条第三項の」に改める。

第十条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「施行規則第一条の四第一項」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十一条第一項」に、「弁明書」を「陳述書」に改める。

第十一条第一項中「施行規則第一条の六第一項」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第一項」に改め、同項第五号中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条第三項中「施行規則第一条の六第三項」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第三項」に改め、同項第一号中「当事者等」を「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人」に改める。

第十二条第一項中「施行規則第一条の六第四項」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十四条第四項」に、「請求者」を「当事者又は参加人」に改め、同条第二項中「請求者」を「当事者又は参加人」に改める。

第十四条中「かんがみ」を「鑑み」に、「前条第二項本文」を「令第九条第一項において準用する行政手続法第二十二條第二項本文」に改める。

第十五条を次のように改める。

(行政手続法の準用)

**第十五条** 行政手続法第十五条(第二項第二号を除く。)、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第六十九条第一項、第七十六条第一項及び第八十八条第一項の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴取の期日に出頭しない場合には」とあるのは「陳述書又は証拠を提出しない場合」と、同法第二十四条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

第十六条中「第三条」を「第二条」に、「第十条」を「第六十九条第一項、第七十六条第一項及び第八十八条第一項」に改め、同条後段を削る。

**附 則**  
この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

## ○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第四号

大分県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程(平成七年大分県内水面漁場管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

令和二年十一月三十日

大分県内水面漁場管理委員会会長 原 和人  
本則中「第三百三十条第四項」を「第一百七十一条第四項」に、「第十一条第四項」を「第六十四条第五項」に改める。

### 附 則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。

## 大分県内水面漁場管理委員会告示第五号

大分県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程(平成七年大分県内水面漁場管理委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

令和二年十一月三十日

大分県内水面漁場管理委員会会長 原 和人  
本則中「第三百三十条第四項」を「第一百七十一条第四項」に、「第三十四条第四項に規定する」を「第八十六条第一項(免許後に条件を付ける場合に限る。)、法第八十九条第一項、法第九十二条第一項及び第二項並びに法第九十三条第一項(これらの規定を法第八十八条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、法第六十九条第二項並びに法第七十七条第十四項において準用する同条第六項の規定による処分に係る」に、「漁業法施行規則(昭和二十五年農林省令第十六号)を「漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)」に改める。

### 附 則

この告示は、令和二年十二月一日から施行する。